

杉並区立荻窪中学校いじめ防止基本方針

平成27年2月 1日制定
平成29年9月26日改訂

1 はじめに

いじめは、「いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」（いじめ防止対策推進法）であり、絶対に許されない行為である。しかしながら、いじめはどの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

そこで、本校では「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、生徒の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを考慮し、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめのない学校づくりをめざす。
- (2) いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守りとおす取り組みを徹底する。
- (3) 生徒の生命及び心身を保護し、生徒をいじめから確実に守ると共に、生徒のいじめに関する理解を深め、生徒がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように指導する。
- (4) いじめ防止等に関する取り組みを実効的におこなうため、学校全体で組織的に取り組む。
- (5) 保護者、地域、関係機関との連携のもと、社会全体でいじめ問題の解決に向けて取り組む。

3 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方方にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に努めると共に、当該学校に在籍する生徒が万一いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処していく。

4 いじめ防止のための組織

(1) いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを、特定の教員が抱え込むことのないように、組織として対応する。

イ 所掌事項

- ・杉並区立荻窪中学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
- ・教職員への共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応

ウ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、主任養護教諭
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組みを進める。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
- ・教職員への共通理解と意識啓発
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応

ウ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、C S会長、P T A会長、
杉並区青少年委員、主任児童委員

5 段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

ア 生徒同士の関わり合いを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感と自尊感情を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体をとおして、道徳教育や人権教育の充実を図ると共に、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) 早期発見のための取り組み

- ア 個別面談（荻中面談）を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教員と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 生活指導部会や特別支援委員会、朝礼等でこまめに情報交換を行い、教職員やスクールカウンセラーの間で共通理解を図る。
- エ スクールカウンセラー等の活用を促進すると共に、外部の相談機関を紹介するなど、生徒が相談しやすい環境を整える。また、1学年を対象に全員面談を実施する。
- オ 年3回（6月、11月、2月）の「ふれ合い月間」に合わせて、いじめ調査を実施し、情報提供ができる環境をつくる。

(3) 早期対応のための取り組み

- ア いじめの発見や通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめに当たる行為を行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援をおこなう。
- エ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけをおこない、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりをおこなう。
- キ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携しておこなう。

(4) 重大事態への対応

- ア 重大事態が生じた場合は、速やかに区教育委員会に報告し、校内に重大事態の調査組織を設置する。調査組織は「いじめ対策委員会」を母体とし、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保するように努める。
- イ 被害生徒の心のケアを最優先し、全教職員でその解決にあたることとする。被害生徒に対して、心理的な負担を十分考慮しながら、時間をかけて聴き取りをおこなう。被害生徒はもとより、加害生徒や関係生徒からの聴き取りをおこなう際は、複数の教員で対応し、客観的な事実を正確に把握し、詳細な記録を作成することに努める。

- ウ 重大事態の解決に向けた取り組みをおこなう際は、保護者との協力を求めると共に、生徒の心のケアに努め、必要に応じて、カウンセリングなどの対策を講じることとする。
- エ 報道機関への対応は、杉並区教育委員会の指導・助言のもと、管理職が一元的におこなうこととする。

6 関係機関との連携推進の方策

暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生した際、被害生徒が外傷や心的外傷を負っている場合、被害生徒・加害生徒の心のケアが必要な場合などのケースに合わせて、警察や児童相談所、済美教育センターS A T、スクールソーシャルワーカー等と連携して取り組む。

【連絡先】

済美教育センターS A T TEL 3311-0023
SSW TEL 3311-1921

7 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにいじめに関する質問項目を設けて、いじめに対する学校の取り組みについて評価をおこない、その結果を分析して課題解決を図る。
- (2) 学校運営協議会で、いじめに対する学校の取り組みについての意見や要望等を出してもらい、課題解決につなげる。
- (3) いじめを含む生徒指導の取り組みを振り返り、学校運営協議会での討議や学校評価アンケートの結果を踏まえて、本校のいじめ防止基本方針を再検討し、翌年度に向けて本方針の改善について検討をおこなう。